

(件名)

身体拘束に関するアンケート調査について

1 要旨

県では、介護保険施設等（以下「事業所」という。）に対し3年に1度、事業所における身体拘束に関するアンケート調査を行っています。これまでの取組により、**平成14年の調査開始以降、被拘束者数・拘束率ともに過去最低となりました。**

2 アンケート調査結果

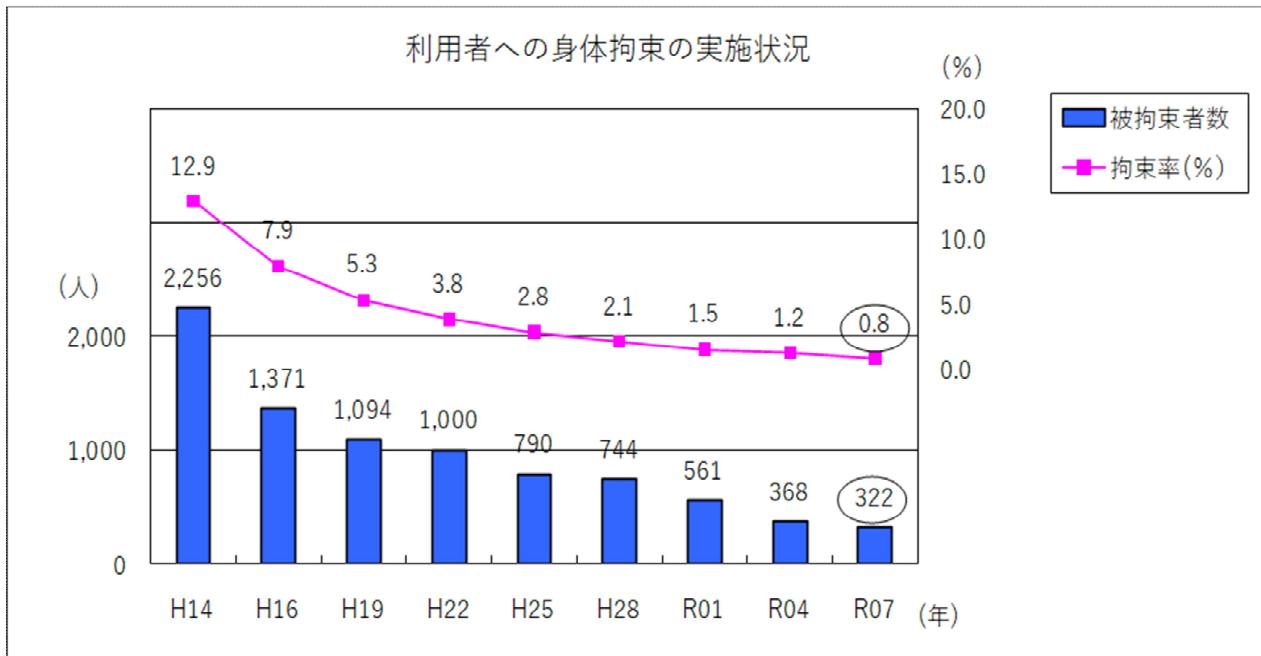
（1）調査の概要

令和7年8月に、事業所、利用者家族及び施設職員に対してインターネット経由により調査を実施した結果、以下のとおり回答を得ました。

調査事項	取組状況調査 (事業所向け)	意識調査 (利用者家族向け)	意識調査 (職員向け)
調査対象	1,246 事業所	2,163 人	5,255 人
回答数（回答率）	717 事業所(57.5%)	651 人 (30.1%)	1,386 人 (26.4%)

（2）事業所に対するアンケート調査結果

回答のあった事業所の利用者のうち**身体拘束が実施されている人数（被拘束者数）**は**322人**、**利用者数に対する被拘束者数の割合（拘束率）**は**0.8%**であり、**平成14年の調査開始以降、被拘束者数・拘束率ともに減少**が続いており、**過去最低**となりました。



（3）利用者家族に対するアンケート調査結果

回答のあった**利用者家族の身体拘束原則禁止に関する認識度**は9割と高い一方で、**身体拘束をやむを得ない、仕方ないとする回答**も多く見られました。

(4) 職員に対するアンケート調査結果

身体拘束の具体的行為 11 項目（※）に関する意識について、事業所との回答を比較したところ、事業所・職員のいずれも 8 割から 9 割が身体拘束に当たると思うと回答し、ほとんど差は見られませんでした。

3 静岡県の今後の取組

身体拘束の廃止に向けては、事業所と家族、行政等の協働した取組により、拘束者数、拘束率の改善や、家族の理解の促進が図られてきたと考えています。

今後、さらに身体拘束ゼロを進めていくためには、こうした**地道な取組を継続しながら、ケア技術の向上や工夫等により、身体拘束の主な原因となっている経管栄養や、おむつを外していくことも重要**であることから、研修等の中で先進的な取組を紹介してまいります。

また、事業所への**運営指導等において、引き続き身体拘束廃止を重点事項として指導をしていくとともに、身体拘束廃止を推進するための研修、啓発に努めていきます。**

＜参考＞身体拘束の禁止となる具体的な行為（例示）

厚生労働省では下表の11項目を挙げている。

しかし、これらはあくまでも例示であり、他にも身体拘束に該当する行為があることに注意が必要である。

具体的な行為の内容	
1	徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2	転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
4	自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
5	点滴・経管栄養のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
6	点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
7	車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
8	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
9	脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
10	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11	自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。